

[平成20年(ネ)第113号損害賠償請求事件]

## 奥村過労死訴訟の差戻し裁判でも、NTT東日本の安全配慮義務違反に伴う損害賠償の全額認定を求める要請書

札幌高等裁判所 御中

本件訴訟は、NTT東日本旭川営業支店勤務の奥村喜勝さん(当時58歳)の死亡について会社の責任を追求したものです。喜勝さんの心臓は、3本ある冠動脈のうち2本に99~100%の狭窄が認められ、日常生活に一定の制約が要求される「ガラスの心臓」の状態でした。だから、会社は、健康管理規定の「要注意(C)」と認定しました。それは、「原則として、①時間外労働をさせない、②宿泊出張はさせない」というものです。

喜勝さんの「ガラスの心臓」は、健康管理規定にそった労働や禁煙とコレステロールの管理などの節制と治療によって「安定」していました。

ところが、NTTは、11万人にもおよぶリストラを発表し、喜勝さんは、NTT東日本に残るか地域子会社に行くか、その選択を迫られました。NTTの違法は許せない」という信念と良心から、仲間とともにNTT東日本に残る道を選びました。

ところが、会社は、思い通りにならなかった喜勝さんに、「要注意(C)」の規定に反する宿泊を伴う研修を命じました。2002年6月9日、喜勝さんは、研修中の休日、急性心筋虚血によって亡くなりました。

札幌地裁も札幌高裁も、喜勝さんを研修に参加させた点に安全配慮義務違反があるとして会社に損害賠償を命じました。最高裁も、この判決の正当性を認め会社の上告を棄却しましたが、損害賠償額(過失相殺)については、もう一度審理しなさいと札幌高裁に差し戻しました。

しかし、札幌地裁も元の高裁も、『「要注意(C)」の指定をし、例外事由としてのやむを得ぬ理由があるかどうかは、喜勝のその後の治療経過や症状の推移、現状等を十分検討した上で時間外労働や宿泊出張の可否が決定されるべきであった』『精神的ストレスは虚血性心疾患のリスクを増大させるもので、このことは産業医が認識し、また認識し得たものである』と指摘しています。また、安定していた「ガラスの心臓」が、一かけらの正当性もないリストラによって破壊されたのです。また、北海道新聞も、社説で、「今判決で感じるのは、NTTの健康管理への配慮不足だ。会社側は、反省すべきである。」「働く人に犠牲を強いるリストラに対して、厳しい警告になっていることも肝に銘じるべきだ。」と書いています。

以上のとおり、喜勝さんに損害賠償額を減じる理由がないことは明らかです。

よって、貴裁判所におかれましては、速やかに元の高裁判決を維持されるよう要請します。

2008年 月 日

住 所  
団体名または個人名

連絡・署名送付先：通信産業労働組合北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 NTT大通り4丁目ビル (TEL/FAX 011-219-1965)